

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定計量器定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

令和7年4月22日

長岡市長 磯 田 達 伸

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域
令和7年6月3日（火）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	寺泊文化センター	寺泊地域
令和7年6月4日（水）		越路支所車庫棟	越路地域
令和7年6月5日（木）		小国支所車庫棟	小国地域
令和7年6月6日（金）		越路支所車庫棟	越路地域
令和7年6月9日（月）		和島支所職員駐車場内車庫	和島地域
令和7年6月10日（火）		寺泊コミュニティセンター	寺泊地域
令和7年6月11日（水）		中之島コミュニティセンター	中之島地域
令和7年6月12日（木）		栃尾支所会議室	栃尾地域
令和7年6月13日（金）			
令和7年6月16日（月）			
令和7年6月17日（火）			
令和7年6月18日（水）		みしま交流センター	三島地域
令和7年6月19日（木）		与板体育館	与板地域
令和7年6月20日（金）			
令和7年6月23日（月）から同年9月30日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで	長岡市が指定する場所	上記区域の未受検者
	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器が所在する場所	上記全域

3 実施機関

長岡市指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会